

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>(様式上の項目記載)</p> <p>5-6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。</p> <p>5-17 開示府令第2号様式記載上の注意(3) aに規定する「その他の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 [①～④ 略]</p> <p><u>5-17-2</u> 開示府令第19条第2項第12号の2及び第20号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結」には、特定融資枠契約に関する法律第2条第1項に規定する特定融資枠契約を締結した場合は含まれないことに留意する。</p> <p><u>5-17-3</u> 開示府令第2号様式記載上の注意(3) hに規定する「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わないものとする。ただし、基準となる財務指標又はその値が異なる場合であっても、その差異の内容及び程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことができることに留意する。</p>	<p>(様式上の項目記載)</p> <p>5-6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「経営上の重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。</p> <p>5-17 開示府令第2号様式記載上の注意(3) aに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 [①～④ 略]</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>